



森活する？

「かつじん」の森の活人

令和3年度 秩父地域森林活用等創出支援事業補助金のご案内

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町と、国、県、林業関係者で設立した「秩父地域森林林業活性化協議会」では、森林資源を活かし、秩父地域を元気にする活動に補助金を交付します。

補助対象事業区分

- ① 公共施設や民間住宅等での木材利用の推進
- ② 新たな森林産業への支援
- ③ 森林・林業分野における人材育成・雇用への支援
- ④ 森林・林業に関連するイベントへの支援

※詳細は裏面をご覧ください。

※①～③は、継続事業と認められる場合、平成30年度から数えて3回まで。

交付対象者

森林組合、林業事業者、木材関係者、特定非営利活動法人、住民の組織する団体等

支援する期間(事業期間)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
※詳しくはお問い合わせください。

必要となる主な要件

- ① 補助金の交付が終了した後、複数年にわたり活動が継続できること。
- ② 活動内容や技術等に関する情報を広く公開すること。

申請期間

令和3年5月10日(月)から6月18日(金)まで

応募方法

申請期間中に、秩父市役所森づくり課まで提出してください。申請書の様式は、森づくり課にあります。(ホームページ「森の活人」からもダウンロードできます。)

交付決定

応募内容を協議会で審査し、予算の範囲内で決定します。補助メニュー①は、申請件数により抽選となります。

お問い合わせ・お申し込みは

秩父地域森林林業活性化協議会 事務局 (秩父市森づくり課内)
〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号 (歴史文化伝承館1階)
電話 0494-22-2369 FAX 0494-22-2309 mori@city.chichibu.lg.jp

活用事例はこちら!

HP 森の活人 秩父おもてなし TV





補助対象事業一覧



※補助メニュー①～③は、継続事業と認められる場合、平成30年度から数えて3回までの限定となりますのでご注意ください。

① 公共施設や民間住宅等での木材利用の推進

補助の目的	秩父産木材の利用促進及び普及啓発を図る。
補助対象経費	秩父産材の年間使用量材積が5立方メートル以上または施工面積50平方メートル以上 ※秩父産材であることの証明書類が必要です。
補助率	定額
補助金限度額	1事業者につき20万円
こんな事業に オススメ！	●秩父産材を使った住宅の新築・リフォーム等をしたい！ ●事務所の木質化をしたい！ ※施工場所、事業者の地域制限なし！さらに、「みんなで使おう埼玉の木 彩の木補助事業」 (埼玉県)等との併用も可能です！！

② 新たな森林産業への支援

補助の目的	秩父圏域の豊富な森林資源を活用し、特産品化を進め、新たな森林産業の育成を図る。
補助対象経費	謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料
補助率	10/10 (補助対象経費20万円以下の部分) 1/2 (補助対象経費20万円を超える部分)
補助金限度額	1事業につき100万円
こんな事業に オススメ！	●秩父産材による家具、木工品等の開発をしたい！ ●秩父特有の森林資源を活かした特産品の開発をしたい！

③ 森林・林業分野における人材育成・雇用への支援

補助の目的	新規就労者や担い手の確保、育成および従業者の技能向上を図る。
補助対象経費	賃金(新規就労者分に限る)、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、 研修費、教材費
補助率	10/10 (補助対象経費20万円以下の部分) 2/3 (補助対象経費20万円を超える部分)
補助金限度額	1事業につき100万円
こんな事業に オススメ！	●従業者に資格(森林管理士、林業技士、樹木医、森林インストラクター、住宅建築コーディネーター、狩猟免許等)を取得させて人材育成につなげたい！ ●雇用を増やすため、就職セミナーに出展したい！ ●高等学校等で未来の担い手を育てる出前講義を実施したい！

④ 森林・林業に関連するイベントへの支援

補助の目的	秩父圏域における森林・林業の活性化やPRを図る。
補助対象経費	謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料
補助率	定額
補助金限度額	1事業につき10万円
こんな事業に オススメ！	●都内で、秩父の森や木をPRするイベントを開催したい！ ●秩父でチェーンソーの技術大会を開催して林業を盛り上げたい！

～補助対象事業の内容について詳しくはお問い合わせください～